

< 記入例 >

注意事項

- 1 本書は、特別徴収の従業者等が、異動・退職・転勤等した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業者等の異動があった月の翌月10日（土日の場合は、2月第1日曜日）までです。
- 2 従業者等の住所変更の場合は、提出不要です。
- 3 異動により給与を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等を本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1日曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）として提出してください。

受付印 6		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
6 令和 年 月 日		住所 〒 595-8686 泉大津市東雲町9番12号 株式会社		係氏名 経 理 大阪 花子		5年度 特別徴収指定番号	
宛名番号 24680		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		担当者 電話番号 0725-33-1131		6年度 特別徴収指定番号 19876543	
フリガナ イヅミオオツ タロウ		新 姓		内線 1234		異動の事由 ※事業主及び従業者の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	
氏名 泉大津 太郎		特別徴収税額 (年税額)		異動年月日 令和 6年 9月 30日		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 57 年 6 月 10 日		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 132,900 円		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 10 月分まで 9 月分まで 5 月分まで		異動の理由 番号を記入 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他	
個人番号 * * * * *		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 88,000 円		8 その他の理由を右欄へ記入		番号を記入 2	
1月1日現在住所 泉大津市旭町〇番〇号		異動後住所 泉大津市西港町〇番〇号		1 特別徴収継続の場合 (給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)		新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	

① 特別徴収継続の場合 (給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)		新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
新しい勤務先 フリガナ	新規 <input type="checkbox"/>	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話
受給者番号	法人番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)		※従業者が国外へ転出するとわかっている場合、一括徴収にご協力ください。	
番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)	
番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

◎死亡退職された場合 (残額は普通徴収となります)

相続人 (納税承継人)	住所 氏名	続柄
----------------	----------	----

市処理欄		入力者	点 検
旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他
	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他

※届出対象者が複数名おられる場合は、コピーしてお使いください。